

障 発 0803 第 1 号
令和 2 年 8 月 3 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「障害者に対する航空旅客運賃の割引について」の一部改正について（通知）

身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る航空旅客運賃の割引については、「障害者に対する航空旅客運賃の割引について（通知）」（平成 30 年 9 月 21 日障発 0921 第 8 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「通知」という。）によって、周知しているところである。

今般、知的障害者に対する取扱いのうち、これまで居住地を所管する福祉事務所長から受けるものとしていた療育手帳への割引対象者である旨の証明印について、療育手帳そのものや「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の提示をもって代えることができることから、押印を不要とすることとした。

これに伴い、別添のとおり上記通知を改正したので、管内市町村、関係団体等に対して周知徹底を図るとともに、円滑な施行に特段の御協力をお願いする。

併せて、本通知については、国土交通省と協議済みであることを申し添える。

(傍線の部分が変更部分)

改正後（新）	改正前（旧）
<p>障害者に対する航空旅客運賃の割引について（通知）</p> <p>（略）</p> <p>別紙</p> <p>第1・第2 （略）</p> <p>第3 割引運賃の適用範囲等</p> <p>1 （略）</p> <p>2 知的障害者について</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（削る）</p> <p>3 （略）</p> <p>第4 （略）</p>	<p>障害者に対する航空旅客運賃の割引について（通知）</p> <p>（略）</p> <p>別紙</p> <p>第1・第2 （略）</p> <p>第3 割引運賃の適用範囲等</p> <p>1 （略）</p> <p>2 知的障害者について</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p><u>（3） 知的障害者は、あらかじめ、その居住地を所管する福祉事務所長から療育手帳に割引対象者である旨の証明印の押印を受けるものとする。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>第4 （略）</p>